宮城県公安委員会告示第85号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第39条第１項に規定する風俗環境浄化協会について、昭和60年２月13日付けで社団法人宮城県防犯協会連合会を指定しているが、同協会から、風俗環境浄化協会等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第３号）第３条第１項の規定に基づき名称及び事務所の所在地の変更に係る届出があったので、次のとおり告示する。

令和６年６月25日

宮城県公安委員会委員長　佐藤　勘三郎

１　名称

新　公益社団法人 宮城県防犯協会連合会

旧　社団法人　宮城県防犯協会連合会

２　事務所の所在地

新　宮城県多賀城市鶴ケ谷一丁目４番１号

旧　仙台市青葉区一番町四丁目１番25号